

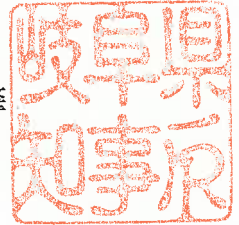
医福第367号

令和3年7月12日

公立大学法人岐阜県立看護大学

理事長 北山 三津子 様

岐阜県知事 古田 肇



中期目標期間の終了時の検討結果について

地方独立行政法人法第79条の2第1項に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間の終了時における地方独立行政法人として業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行いましたので、その結果を下記のとおり通知します。

記

〔地方独立行政法人の業務の継続について〕

公立大学法人岐阜県立看護大学は、第3期中期目標期間においても、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当である。

〔組織の在り方その他その組織及び業務の全般〕

同法人の組織の在り方・組織及び業務の全般については、第3期中期目標の検討・指示をもって、所要の措置を講ずることとすることが適当である。